

随 意 契 約 結 果 表

- 1 契約の名称 令和4年度北海道後期高齢者医療広域連合電算処理システム
運用保守業務委託契約
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の相手方 北海道国民健康保険団体連合会
札幌市中央区南2条西14丁目
- 4 契約金額 190,551,900円(消費税及び地方消費税込み)
- 5 契約期間 令和4年4月1日(金) ~ 令和5年3月31日(金)
(履行期間)
- 6 随意契約の根拠法令及び理由

根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

理 由

本業務は、厚生労働省より提供された北海道後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以下「標準システム」という。)を円滑に移動、運用させるため、標準システムの運用管理・保守を行うものである。

そのため、本業務を行うに当たっては、標準システムの仕様はもちろんのこと、当広域連合における機器構成及びシステム構成についても熟知している必要があり、かつ不具合等が発生した場合に全市町村に影響が及ぶため、即座に対応できることが条件となる。

当該業者は、標準システム稼働当初より、毎年の運用保守業務を受託しており、当広域連合における標準システム全体の構築業務及び全てのカスタマイズ契約についても継続して受託している唯一の業者であることから、当該業者以外には、本業務を履行する上で必要な技術を持ち合わせていない。

以上の理由により、当該業者に随意契約により委託することとする。